

## 財団法人香川県国際交流協会国際交流事業費等助成金交付要綱

### (目的)

第1条 財団法人香川県国際交流協会は、国際交流、国際協力又は多文化共生を推進することを目的とする団体等が行う国際交流、国際協力又は多文化共生に関する事業に対して助成金を交付するものとする。

### (助成対象者)

第2条 前条に規定する国際交流、国際協力又は多文化共生を推進することを目的とする団体等とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 国際交流、国際協力又は多文化共生を推進することを目的とする団体
- (2) 公共的団体
- (3) その他、理事長が適当と認める団体

### (助成対象事業)

第3条 助成金は、本県の国際交流、国際協力若しくは多文化共生の推進に大きく寄与する事業、又は先進的な事業に対して交付する。

- 2 前項に掲げる事業であっても、香川県から補助金が交付される事業については助成金を交付しない。
- 3 助成金を交付する事業は、同一年度において1団体1事業とする。

### (助成金の額)

第4条 助成金は、予算の範囲内で、1事業について事業費の3分の1以内の額を交付するものとする。

ただし、1事業について10万円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体の長は、助成金交付申請書(別紙様式第1号)を理事長に提出するものとする。

### (交付決定)

第6条 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

### (助成金の交付)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、前払いの方法により助成金を交付するものとする。

### (事業実績報告書)

第8条 助成金の交付を受けた団体の長は、事業終了後、速やかに事業実績報告書(別紙様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書に基づき、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

(助成金の返還)

第10条 理事長は、助成金の交付を受けた団体が事業の一部又は全部を中止したとき、もしくは助成金を交付対象事業以外に使用したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の場合において、理事長は当該取り消しに係る部分に関して、助成金の返還を命ずるものとする。

(附 則)

1 この要綱は、平成9年度分の助成金から適用する。

2 (財)香川県国際交流協会共催・後援事業費助成要領は廃止する。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

財団法人香川県国際交流協会  
理事長 多田野 榮 殿

所在地

団体名

代表者氏名

### 国際交流事業費等助成金交付申請書

次のとおり事業を実施しますので、財団法人香川県国際交流協会国際交流事業費等助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を申請します。

#### 記

- 1 事業名
- 2 事業に要する経費
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成金受入口座  
\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店 (普通・当座)  
口座番号\_\_\_\_\_   
口座名義\_\_\_\_\_
- 5 添付書類
  - ① 当該事業計画の概要及び収支計画書
  - ② 過去における活動実績
  - ③ 団体の規約
  - ④ その他参考となる資料

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

財団法人香川県国際交流協会  
理事長 多田野 榮 殿

所在地

団体名

代表者氏名

### 国際交流事業費等助成金実績報告書

次のとおり事業を実施しましたので、財団法人香川県国際交流協会国際交流事業費等助成金交付要綱第8条の規定により、実績報告書を提出します。

#### 記

- 1 事業名
- 2 事業に要した経費
- 3 助成金の額
- 4 添付書類 当該事業の実績及び収支決算書